

令和6（2024）年度
日向市地域密着型サービス事業者公募要領

日向市 健康長寿部 高齢者あんしん課

目 次

1. 公募の趣旨	1
2. 公募の内容	1
3. 応募資格	2
4. 応募要件	3
5. 選定方法	5
6. 選定項目及び着眼点	6
7. 審査結果の通知	7
8. 選定後の手続き及び留意点	7
9. 応募手続き	7
10. 整備補助金	13

1. 公募の趣旨

日向市では、「第9期日向市高齢者保健福祉計画・日向市介護保険事業計画」の基本方針を「つながり・支え合い・可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちひゅうが」と定め、具体的な施策の展開のひとつとして、地域密着型サービスの基盤整備を進めています。この公募は、本計画に基づき、質の高いサービス提供を目的として、その継続性・公平性を確保し、適切な地域密着型サービス事業を選考するため、公募を行うものです。

2. 公募の内容

(1) 公募対象の地域密着型サービスの種類・事業所数

公募対象の地域密着型サービスの種類、圏域及び事業所数は、次のとおりです。

公募するサービス種別	募集する圏域	整備数	特記事項
小規模多機能型居宅介護 (サテライト型含む。)	中央包括圏域 日知屋包括圏域 大王谷包括圏域 南部包括圏域	1事業所	介護予防小規模多機能型居宅介護も併せて実施すること。
看護小規模多機能型居宅介護	中央包括圏域 日知屋包括圏域 大王谷包括圏域 南部包括圏域 東郷包括圏域	1事業所	

日常生活圏域別の整備状況（令和6年7月1日現在）

日常生活圏域	地区	整備状況	
		小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護
中央包括圏域	新町全区・富高全区・塩見全区 日知屋本郷（上原、下原、高砂、新生町） 日知屋枝郷（花ヶ丘）	0	0
日知屋包括圏域 (大王谷包括圏域)	細島全区 日知屋本郷（永江、江良、公園通り、曾根、堀一方、塩田、幡浦） 日知屋枝郷（花ヶ丘を除く。）	0	0
財光寺包括圏域	財光寺全区、平岩（秋山、向洋台）	2	1
南部包括圏域	平岩（秋山、向洋台を除く。） 幸脇全区・美々津全区、東郷（寺迫）	0	0
東郷包括圏域	東郷（寺迫を除く。）	1	0

(2) 整備事業年度

令和8年度中に着工及び竣工し、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定を受け、令和9年3月31日までに事業所を開設できること。

(3) 事務局（問合せ先）

〒883-8555 宮崎県日向市本町10番5号
日向市 健康長寿部 高齢者あんしん課 介護認定係（本庁舎1階）
TEL：0982-52-2111（内線2199）
FAX：0982-56-1423
電子メール：koureい@hyugacity.jp

3. 応募資格

応募資格は、次の全ての要件を満たすものとします。

- (1) 応募時点で法人格を有すること。
 - (2) 介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号の規定に該当しない者であること
 - (3) 既存法人（介護保険事業）の場合、過去5年内の指導・監査等において行政処分（指定の取消し、指定の全部または一部停止等）を受けていないこと。
 - (4) 法人及び法人代表者に、国税・地方税の滞納がないこと。
 - (5) 法人及び法人の役員が、民事再生法（平成11年法律第225号）や会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）等に規定する手続き開始の決定を受けていないこと
 - (6) 日向市暴力団排除条例（平成23年市条例第23号）第6条に基づく必要な措置として、以下に掲げる事項に該当しないこと及び今後についても該当しないと確約できること
 - ア 役員等（法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）であるもの
 - イ 暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与しているもの
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用しているもの
 - エ 役員等が、暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - オ 役員等が暴力団関係者であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているもの
 - カ 役員等が暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- （参考）日向市暴力団排除条例第6条

第6条 日向市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 日向市が実施する入札に暴力団関係者を参加させないための必要な措置
- (2) 日向市と契約を締結した者に暴力団関係者と下請契約を締結させないための必要な措置
- (3) 前2号に掲げるもののほか、暴力団を利することとならないようにするために必要な措置

※ 日向市は、同条に基づく必要な措置として、公募参加申込者の同意に基づき提出された「暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書（様式4号）」に記載された役員等の名簿を宮崎県警察本部に照会し、暴力団関係者の該当がある場合には、公募参加資格の取消、選定事業者となる資格の喪失、契約解除等の措置を行い、かつ、その事実を公表します。

4. 応募要件

(1) 整備・運営に当たり遵守るべき法令等

以下の法令や基準、条例をはじめ、関係法令及び関係通知を必ず確認し、これらを遵守した計画を作成してください。また、運営に際しても必ず遵守してください。

- ア 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- イ 介護保険法（平成9年法律第123号）
- ウ 日向市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成25年日向市条例第6号）
- エ 日向市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年日向市条例第7号）
- オ 日向市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年日向市条例第8号）
- カ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発0331004号、老老0331017号）
- キ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）
- ク 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第128号）
- ケ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発0331005号、老老0331018号）
- コ 日向市暴力団排除条例（平成23年9月16日日向市条例第23号）

(2) 土地及び建物

- ア 開設予定地の土地及び建物は、法人自らが所有するなどにより確保することが望ましいが、地上権の設定又は賃貸借契約により確保する場合は、それらの期間は事業の継続が十分に見込める期間とすること。

- ※ 開設予定地が市街化調整区域にある場合、開発行為の可否について事前の確認が必要です。また、開設予定地が用途地域を定めている市街化区域である場合も事前の確認が必要です。そのため、応募書類を日向市に提出するまでに、日向市建築住宅課建築指導係へ確認を行ってください。
なお、確認に期間を要する場合がありますので、早急に確認を行ってください。
 - ※ 開設予定地が都市計画区域内（市街化区域及び市街化調整区域）にある場合、特定の建築行為等を行う際は、日向市立地適正化計画に基づき、日向市都市政策課への事前の届出が必要です。そのため、応募書類を日向市に提出するまでに、日向市都市政策課へ確認を行ってください。
- イ 既存の建物（昭和56年5月31日以前に建築されたもの）を整備する場合は、耐震診断を受け、現行の耐震基準を満たしていること、又は必要な耐震改修を実施していること
- ウ 平成18年8月31日以前に新築の工事に着手した建物については、アスベストの飛散がない状態であること、アスベストの除去等の措置済であること、又はアスベストが使用されていないこと。
- エ 施設整備に当たっては、可能な限り、宮崎県産材の活用を検討すること。
- オ 災害レッドゾーン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号により開発行為が禁止されている区域）に該当しないこと。
- カ 洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域・山地災害危険地区等、災害による被害が想定される区域（災害イエローブーン）でないことが望ましいが、当該区域で開設する場合は、法令に基づく避難確保計画の作成や訓練の実施、業務継続計画の作成を行うとともに、非常用自家発電設備や給水設備等の非常時における施設整備を早期に行うこと。
- キ 抵当権等第三者の権利が設定されていないこと、又は選定までの間に抹消される予定であること。

（3）施設の防火設備、その他の非常災害に際して必要な設備

- ア 消防署と事前に協議し、その指示に従うこと。
- イ スプリンクラー設備を設置すること。

（4）資金計画

建設総事業費は、自己資金のほか、必要に応じて補助金及び借入金により確保し、確実な資金計画を作成してください。

なお、運転資金については、年間事業費の4分の1（3か月分）以上の現金（預金）を確保してください。

- ※ 介護保険制度における介護報酬の支払いは、おおむね3か月程度を要します。
その期間の運転資金と併せて、当初利用人数に比例した収入の不足分もつなぎ融資として準備する必要があります。
- ※ 運営に関して、介護報酬及び利用者の自己負担金による自主運営とすること（市からの補助金はありません）。整備に関しては、「10. 整備補助金」を参照。

（5）地域連携の計画

地域資源との連携及び協力内容等について、「地域連携の計画（様式8号）」に具体的に記入し

てください。また、連携する相手方との調整状況や、意見・要望等についても具体的に記入してください。

※ 「地域資源」とは、地域包括支援センター・介護事業者・医療機関（医科・歯科）等に加え、他の福祉事業者（障がい等）、自治会、町内会、民生委員、消防団、ボランティア団体、保育園、学校、地域サロン等あらゆる資源を含みます。

（6）地域住民への説明

地域密着型サービス事業所は、地域に根ざし、地域に開かれたものとなるよう望まれていることから、地域住民の理解及び協力が必要不可欠となります。

したがって、開設予定地の地域住民や自治会などに対して、応募書類を日向市に提出するまでには、必ず説明会等を実施し、円滑な施工及び開設後の事業所運営を確保するため、十分な理解や協力を得られる体制を整えてください。

ア 説明の方法について

原則、説明会を実施してください。

※ 地域住民の意見が反映できない代替方法（ポスティングのみなど）は不可とします。

イ 説明に伴う留意事項

- i) 事業所の開設が決定したかのような誤解を招くことがないように、『応募中の段階であり、日向市に選定事業者として選定された場合にのみ建設することになる』旨を説明してください。
- ii) 審査結果の通知後、選定の結果にかかわらず、地域住民に対して速やかに審査結果を報告してください。
- iii) 応募書類を提出する際は、「地域住民への説明経緯（様式13号）」と、可能な限り同意が確認できる書類を提出してください。また、地域住民への説明の際に使用した説明資料等がある場合は、該当資料を日向市に提出してください。

5. 選定方法

提出された応募書類に基づき、「日向市指定地域密着型サービス事業者等選考委員会（以下「選考委員会」という。）」による書類審査・現地確認・ヒアリング等を実施し、指定候補事業者を選考します。この場合において、選考委員会の審査の結果、全体の評価点数が7割に達しない場合は「指定候補事業者該当なし」とします。

6. 選定項目及び着眼点

選定項目及び着眼点については、以下のとおりです。

設置主体の評価	
選定基準項目	主な着眼点
経営（運営）理念 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ○応募した理由について、地域密着型サービスの基本方針を十分に理解し、運営理念が明確であるか。 ○運営理念は、介護・福祉の理念に則したものであるか。
事業実績 (5点)	<ul style="list-style-type: none"> ○既存法人の場合、介護保険事業・高齢者福祉事業等の十分な実績があるか。
経営状況 (5点)	<ul style="list-style-type: none"> ○法人は経営状況が良好であり、事業拡大による施設整備・運営に支障がないか。

事業計画の評価	
選定基準項目	主な着眼点
運営（経営）体制 (25点)	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者への個別具体的なケアの方針・取組があり、自立に向けた支援として適切か。 ○高齢者の権利擁護・虐待防止への取組を行っているか。 ○日常生活に要する費用の設定が利用者に配慮した金額設定であるか。 ○医療機関との連携が確保できる見込みがあるか。 ○事故発生時に係る規定及び事業所内の連絡体制が整備され、市の介護保険事故報告事務取扱要綱について理解しているか。
建設計画（資金・建設） (15点)	<ul style="list-style-type: none"> ○建設及び運転資金の確保について、根拠があり、確実であるか。 ○事業計画・収支計画の積算について、根拠があり、安定性が見込まれるか。 ○建設用地及び建物の確保（所有又は賃貸）が確実に見込まれ、用地又は建物の確保が未確定又は未調整により事業執行に支障が生じる恐れがないか。
施設の利便性・安全性・基準等との整合性 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> ○設備の基準が市条例等に合致しているか。 ○施設運営や利用者の観点から、住環境、風水害・土砂災害・津波等の災害危険性や交通利便性等が考慮されているか。 ○施設や設備面において、安全で快適な空間づくりに配慮した仕様となっているか。 ○感染症・災害等の業務継続計画や安全対策は、具体的かつ実践可能なものが十分確保された計画になっているか。
地域との連携・交流 (25点)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民への説明を行い、サービス提供への理解を得られているか。 ○地域との連携が確保され、地域住民との交流・活動への取組みが具体的に実現可能なものであるか。 ○災害や火災等の非常時において、地域との連携が図れるよう計画しているか。
評価の参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ○特色ある取組やサービスの向上につながる点（独自性・工夫）、

(10点) 人員体制 (25点)	生産性向上の取組など、優れた事項があるか。 ○市の基準条例等に定める資格者及び研修終了者を配置できる見込みがあるか。 ○介護経験や知識のある介護従事者の確保及び十分な人員配置の見込みがあるか。 ○人材確保の取組として、福利厚生や労働環境の改善に取組んでおり、求人条件を明確化するなど求人条件や採用形態などの工夫がみられるか。 ○職員の資質向上の取組が具体的で、ケアの質向上に資するものになっているか。 ○職員が定着する取組として、職場環境の改善、ハラスメント対策、処遇改善、メンタルケアに適切に取組んでいるか。
------------------------	--

7. 審査結果の通知

審査結果は、応募された全ての法人に対して文書で通知します。

8. 選定後の手続き及び留意点

公募による選定は、事業所の指定が確定されたものではありません。選定された事業者は施設整備完了後、改めて指定申請が必要です。

なお、公募により選定された事業者は、「**3. 応募要件（1）整備・運営に当たり遵守すべき法令等**」で記載した基準条例をはじめ、関係法令及び関係通知に定める基準を満たす必要があります。該当基準を満たさない場合、介護保険法に係る事業所の指定を受けることができませんので、ご注意ください。

- ※ 介護保険法に係る事業所の指定が受けられなかった場合、日向市は一切の責任を負いません。
- ※ この公募による選定は、補助金の交付が確定されたものでもありません。

9. 応募手続き

（1）公募要項の公表から選定までスケジュール

下表のスケジュール（予定）に沿って、事業者を選定します。

【スケジュール表（予定）】

期　　日	スケジュール
令和6年11月11日（月） ～令和7年10月31日（金）	公募要項の配布期間 (事務局窓口にて直接配布又は日向市のホームページにて掲示)
令和6年11月11日（月） ～令和7年10月17日（金）	質問受付期間
令和6年11月11日（月） ～令和7年10月31日（金）	応募書類の受付期間
令和7年11月14日（金） ～令和7年11月28日（金）（予定）	開設予定地の視察、ヒアリング及び選考委員会

令和7年12月5日（金）（予定）	日向市地域密着型サービス運営委員会
令和7年12月19日（金）（予定）	事業者の決定・選定結果通知

※ 日程については、変更になる場合があります。

（2）公募要項の公表

公募要項等の関係書類については、令和6年11月11日（月）から令和7年10月31日（金）まで、事務局（市役所本庁舎1階高齢者あんしん課）で直接配布するほか、日向市のホームページからダウンロードできます。

※ 日向市ホームページ URL : <https://www.hyugacity.jp/display.php?cont=240710191342>

（3）質疑応答

公募要項等に対する質疑応答を以下のとおり行います。

ア 質問受付期間

令和6年11月11日（月）から令和7年10月17日（金）まで

イ 受付方法

質問の内容を簡潔にまとめて、日向市電子申請届出システムで提出してください。

※ 日向市電子申請・届出システム URL : <https://logoform.jp/form/qfqE/331251>

なお、電話又は口頭による質問は受付できませんので、ご注意ください。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、定期的に日向市ホームページにて公表します。

なお、質問内容も公表しますので、公表に支障のある内容についてはご注意ください。

また、質問への回答をもって、本公募要項の追加又は修正とみなします。

(4) 提出書類

【提出書類一覧表】

応募書類		様式等	備考
申込書	日向市地域密着型サービス事業者応募申込書	様式1号	
法人関係	設置法人の概要・沿革	様式2号	
	法人運営実績	様式3号	
	誓約書	様式4号	
	暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書	様式5号	
	定款		最新のものであること
	法人の履歴事項全部証明書（原本1部）		提出日以前1ヶ月以内に発行されたものであること
	【法人及び代表者】国税及び都道府県税の納税証明書（未納がない証明書）（原本1部）		提出日以前1ヶ月以内に発行されたものであること
事業計画	【法人及び代表者】市税の完納証明書（原本1部） ※日向市税の該当がない場合は、その他市区町村の証明書		提出日以前1ヶ月以内に発行されたものであること
	地域密着型サービス事業計画書	様式6号	
	開設予定地域密着型サービス事業所の運営方針等	様式7号	
	地域連携の計画	様式8号	
土地・建物	パンフレット等、事業所運営のことがわかる資料	任意	
	土地・建物の概要	様式9号	
	開設予定地及び駐車場予定地の土地登記簿謄本（全部事項証明）		提出日以前1ヶ月以内に発行されたものであること
	【既存建物利用の場合】 建物登記簿謄本（全部事項証明）		提出日以前1ヶ月以内に発行されたものであること
	開設予定地の位置図、字図、現況写真		近隣の状況が分かるもの
	土地・建物の売買契約書（写し）		土地・建物を購入する場合のみ (仮契約書、確約書も可)
	土地・建物の賃貸借契約書（写し）		土地・建物を賃借する場合のみ (仮契約書、確約書も可)
	建築設計図書（配置図、平面図、立面図）		平面図には居室や居間・食堂等の面積を記載（※内法）

	開設までのスケジュール (設計、施工、備品整備、職員採用、研修、事業説明会、指定申請業務、その他)	任意	
--	--	----	--

資金計画	資金計画	様式10号	
	事業収支計画	様式11号	黒字になるまで作成
	法人の決算報告書 (貸借対照表・損益計算書・財産目録)		直近3年分
	【自己資金】 直近の預貯金残高証明書（通帳のコピー可）		提出日以前1ヶ月以内に発行されたものであること
	【寄付金がある場合】 寄付の決定を記したもの（申出書等）		
	【出資金がある場合】 出資の決定を記したもの（理事会議事録・念書等）		
人員関係	人材確保・職員の質の確保に向けた取組の状況	様式12号	
	代表者の経歴書		任意様式に記載し、資格証・修了証（写し）を添付すること
	管理者の経歴書		任意様式に記載し、資格証・修了証（写し）を添付すること
	介護支援専門員の経歴書		任意様式に記載し、介護支援専門員研修修了証、その他資格証・修了証（写し）を添付すること
その他	地域住民への説明経緯	様式13	説明資料、可能な限り同意が確認できる書類を添付
	生産性向上やICT導入の考え方のわかる資料	任意	
	申請する事業所のPR事項	任意	

- ※ 応募書類については、選定基準を念頭に置き、具体的な内容を把握できるよう、詳細に記入してください。任意様式については、枚数の制限はありません。
- ※ 場合によっては、上記以外の書類を求めることがありますので、ご了承ください。

(5) 応募書類の提出方法

ア 受付期間

令和6年10月11日（月）から令和7年10月31日（月）まで

イ 受付時間

平日の午前9時から正午、午後1時から午後5時まで

ウ 受付方法

「(4) 提出書類」に記載された書類一式を、事前に来庁日時を予約の上、事務局にて持参してください（郵送不可）。

※ 「(4) 提出書類」に記載された書類一式を8部（正本1部、副本7部）を提出してください。副本は正本を複写したもので構いません。

※ 各書類のサイズについては、原則、A4サイズとします。書類にインデックスを付ける場合は、別紙を挟み込んだ上で、インデックスを添付し、フラットファイル等を用いて提出してください。

また、提出書類の電子データー式を圧縮したものを日向市高齢者あんしん課宛に電子メールで送付してください。

電子メールアドレス：koureい@hyugacity.jp

(6) 応募に当たっての留意事項

ア 応募に伴う経費は、審査結果にかかわらず、全て応募事業者の負担になります。

イ 受付期間外の応募書類の提出は、その理由のいかんを問わず、受付を行いません。

ウ 受付期間後、応募事業者の都合による応募書類の修正・追加は、公平性の観点から受付を行いません。

※ 応募書類は、受付期限直前の提出は極力避け、日程に余裕をもって提出してください。

エ 応募書類の受付時、添付書類等の確認作業を行いますので、応募内容を説明できる方（応募担当責任者等）が来庁の上、提出してください。

オ 応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を熟読し、承諾したものとみなします。

カ 提出された応募申込書等は、選定の結果にかかわらず、返却しません。

応募書類一式の控えを保管しておいてください。また、該当書類については、事業者選定の目的のみ利用し、他の目的には利用しません。

キ 応募書類の提出後、選定前までにやむを得ない事由等で辞退する場合は、辞退理由を明記の上、法人名、代表者名の署名及び法人印を押印した辞退届（任意様式）を提出してください。

ク 選定事業者として選定された後に辞退した場合、日向市の事業計画全体に多大な支障を来すことになるため、その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。

なお、選定された後に辞退した場合、今後の地域密着型サービス事業所開設事業者公募に改めて応募された際、当該法人の審査に不利益を被ることがありますので、ご注意ください。また、「日向市指定地域密着型サービス事業者等選考委員会」及び「日向市地域密着型サービス運営委員会」に対し、法人名や辞退理由等に関して報告を行います。

ケ 応募書類の提出から選定事業者の決定に至る過程、審査結果の内容、応募事業者数や他の事業者の応募内容等に関する問合わせには、一切応じないものとします。

コ 以下の事項に該当する場合は、応募を取り消し、無効とします。

なお、審査結果の通知後に以下の事項が判明した場合、選定された場合であっても、審査結果を取り消し、無効とします。

i) 「3. 応募資格」で定める基準を満たさなくなった場合

- ii) 応募書類の内容等に、虚偽、重大な不備等があった場合
 - iii) 不正な行為があった場合
- IV) 応募書類の提出後、日向市への協議及び承諾なく、内容を変更した場合
- V) 上記のほか、市長が不適当と認めた場合

10. 整備補助金

日向市では、宮崎県に設置された「地域医療介護総合確保基金」を活用した補助制度を設けています。令和7年度の施設整備及び開設準備金に係る補助金については、国・県や日向市における予算の成立が条件となります。今後、補助制度の大幅な変更や廃止となる場合があり、補助金の交付ができないことがありますことをご了承ください。

また、補助制度を利用する場合は、必要書類の提出や市の手続に準拠して工事契約手続き等の様々な条件が付きますので、内容をご確認くださいますようお願いします。

詳しくは、事務局（高齢者あんしん課）までお問い合わせください。

【参考】令和6年度 日向市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）の概要

		(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所
施設整備費	補助単価	36,600千円以内（1施設当たり） ※空き家（住宅以外の既存建築物を含み、賃借物件を除く。）を活用した改修・増築の場合、9,710千円以内（1施設当たり）
	財源	宮崎県地域医療介護総合確保基金
	対象経費	●施設等の整備に必要な工事費又は工事請負費 ●工事事務費（工事施行のため直接必要な事務に要する費用で、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等（工事費又は工事請負費（対象経費）の2.6%相当額を限度とする。） ※以下の内容については、補助金の交付対象としない ア 既に実施している事業に要する費用 イ 他の国庫負担（補助）制度により、現に該当事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に要する費用 ウ 土地の買収又は整地に要する費用、外構整備に要する費用 エ 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に係る事業に要する費用 オ その他施設整備助成事業費として適当と認められない費用
	交付対象者	事業所の運営法人
	補助単価	914千円以内×宿泊定員数
開設準備経費	財源	宮崎県地域医療介護総合確保基金
	対象経費	●施設開設準備事業を実施するのに必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料 ※以下の内容については、補助金の交付対象としない ア 他の国庫負担（補助）制度により、現に該当事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に要する費用 イ その他施設開設準備経費等支援事業費として適当と認められない費用
	交付対象者	事業所の運営法人

※ 令和7年度、令和8年度は内容が変更となる場合もありますので、ご留意ください。